

## 回答書

【質問】プレゼンテーションの際、映す資料は公募プロポーザル実施要領の 8 (1) の企画提案でしょうか。スライド形式の資料を別途用意してもよろしいでしょうか。

【回答】投影するスライドの形式は問いません。

【質問】業務実施体制調書について、今回のプレゼンテーションは事業責任者から行いたいのですが、本調書に記載欄がございません。別途事業責任者を記載してもよろしいでしょうか。

【回答】実施要領 9 (3) に「説明者は業務実施体制調書に記載がある者が行うこと。なお、やむを得ない事情で業務実施体制調書に記載がある者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し町の了解を得ること。」と規定しております。よって、業務実施体制調書に記載のない方がプレゼンテーションを行う場合は、理由書（任意様式）を提出願います。

【質問】業務実施体制調書について、管理技術者が行う業務は何を想定しておりますでしょうか。

【回答】当町に最適な事業形態・構築形態・発注形態に関して、調査検討の上、基本設計を行うため、業務全体を管理して頂くものと想定しております。

【質問】プロポーザル実施要項について、「8. 企画提案書の提出」の項目に イ. 企画提案 (A4 縦書き) と記載されておりますが、新聞の様な縦書きでの記載を行うということでしょうか。

【回答】「企画提案 (A4 縦用紙に横書き)」の誤りです。訂正いたします。

【質問】業務実績調書について、発注を受ける形ではなく、公共団体の事業に採択される形のを記載したいと思っておりますが、その場合「発注者」「契約金額」の記載項目と整合がつかなくなってしまうようです。例で業務実績調書と証明する書面の写しを添付致しました。内容に齟齬が無いでしょうか。

【回答】国・自治体の補助事業による実績も記載可能です。その場合は、補助事業の交付決定通知等の写しを添付してください。

【質問】企画提案書の提出期限について、実施要領「5. スケジュール」の企画提案書には提出期間は令和 4 年 11 月 14 日 (月) の午後 3 時 00 分までと記載されておりますが、「8. 企画提案書の提出」(4) 提出期限は、令和 4 年 11 月 11 日 (金) 午後 3 時 00 分までと記載されております。提出期限についてはどちらかが正しいでしょうか。

【回答】正しくは、令和 4 年 11 月 14 日 (月) の午後 3 時 00 分までとなります。訂正いたします。

(ゼロカーボン推進課)